

特定非営利活動法人の皆様へ

特定非営利活動促進法等の改正に伴い、以下の内容が改正されました。法人の皆様からご対応いただく必要がある事項としては、以下のような事項がありますので、ご注意ください。

1 対応する必要があるもの

(1) 代表権の制限について（登記関係）

定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限していると解されます。

【対応1】理事長のみが代表権を持つ場合

理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを登記を行い、理事長以外の理事についての代表権喪失による変更（抹消）登記をします。

法施行の日から6月以内に（ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時）

【対応2】理事全員が代表権を持つ場合

定款の変更を行います。

例) 理事全員は、この法人を代表する。また、理事長は、この法人の業務を総理する。

(2) 書類の提出や備置きに関すること

① 所轄庁への提出

特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に事業報告書等を所轄庁に提出することが定められています。提出が必要な書類及び部数は、以下のとおりです。

ア 前事業年度の事業報告書〔3部〕

イ 前事業年度の活動計算書〔3部〕

ウ 前事業年度の貸借対照表〔3部〕

エ 前事業年度の財産目録〔3部〕

オ 前事業年度の年間役員名簿〔3部〕

カ 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面〔3部〕

② 事務所に備置き、閲覧に供する書類・場所の追加

従たる事務所においても主たる事務所と同様の書類の備置き・閲覧が義務付けら

れました。さらに、事務所において備置き・閲覧が義務付けられる書類に最新の役員名簿が追加されました。また、設立又は合併後間もない法人で事業報告書等を作成していない場合は、事業計画書、活動予算書及び財産目録が閲覧の対象になりました。

(3) 計算書類に関すること

平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表す収支計算書ではなく、法人の当期の正味財産の増減原因を示す活動計算書の作成が義務付けられました。当分の間は収支計算書でも受け付けますが、できる限り速やかに活動計算書に移行して下さい。

2 所轄庁の変更

一部の法人の所轄庁が変更になります。2 以上の都道府県に事務所を置く法人の所轄庁は、これまで内閣府でしたが、法改正後は主たる事務所のある都道府県になります。

また、1 の政令指定都市内のみにも事務所を持つ法人の所轄庁は、これまでの道府県から、当該政令指定都市に変わりました。

3 活動分野の追加

法改正により、活動分野が 17 分野から 20 分野になり、法別表の各号の番号も変更になりました。

【追加された分野】

4 観光の振興を図る活動

5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

20 以上の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(20 について新潟県が条例で定めている活動はありません。)

4 定款変更や役員変更をする際の留意事項

(1) 定款変更をするとき

① 定款変更時に認証が必要な事項

所轄庁の認証が必要な定款変更は以下の事項となります。

ア 目的

イ 名称

ウ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

エ 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

オ 社員資格の得喪

カ 役員に関する事項（役員定数に係るものを除く）

キ 会議に関する事項

- ク その他の事業
- ケ 残余財産の帰属先
- コ 定款の変更に関する事項

上記以外の定款変更は届出で足りません。

② 定款変更の届出時の添付書類

定款変更の届出時の添付書類として、社員総会の議事録の謄本と変更後の定款を提出することとなります。

また、定款の変更が登記事項の変更を伴う場合（理事の変更、所在地の変更等）には、登記終了後遅滞なく登記事項証明書を提出することとなります。

③ 所轄庁変更を伴う定款変更の添付書類

所轄庁変更を伴う定款変更の申請にあたり、法人が事業報告書等を作成するまでの間は、設立時の財産目録を添付することとなっていました。これに加えて事業計画書及び活動予算書を添付することとなります。

（２）役員変更をするとき

役員の変更届を提出する場合には、変更後の役員名簿を添付することとなります。

5 法改正によりできるようになったこと

（１）縦覧期間中の補正が可能に

これまでは、認証に係る申請書や添付書類に不備があった場合でも申請者側から補正することはできませんでしたが、法改正後は、軽微な不備に係る事項に限り、所轄庁が認証申請書を受理した日から 1 月を経過するまでの間は補正が可能になりました。

（※どのようなものが軽微な不備にあたるかは、各所轄庁の条例で規定されますので、ご確認下さい。）

（２）社員総会決議の省略

法改正後は、理事や社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合に、その提案について社員全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす（みなし総会決議）ことが可能になります。

＜その他：参考１＞ 認定特定非営利活動法人制度について

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものについて、これまで、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、今回の法改正により、所轄庁が認定を行う新たな認定制度として創設されました。